

# 『本願寺西山別院共同墓碑管理規則』

## (目的)

第一条 『本願寺西山別院（以下、別院という）共同墓碑』は、遺骨の管理についてさまざまな悩みを抱える人々に応えるとともに、それらの人々が納骨を通して浄土真宗の教えと出会う尊い仏縁となることを願いとして建立した施設である。よって、その趣旨を遵守・実践することを目的とし、且つ『本願寺西山別院共同墓碑』の円滑な運営を図るため以下の規則を定める。

## (名称)

第二条 『本願寺西山別院共同墓碑』（以下、共同墓碑という）の名称を『和合海』とする。

## (管理者)

第三条 共同墓碑の管理者は、本願寺西山別院輪番（以下、輪番という）とする。

- 2 管理者は、関係法令の定めるところに従って共同墓碑の管理を行い、共同墓碑に納骨する者（以下、納骨者という）に納骨証を発行し、必要な書類及び台帳を整備し適正な運営を期する。
- 3 管理者は、共同墓碑の環境の清浄を保ち、追悼法要を修するなどして、納骨者にとって尊い仏縁となることを期する。

## (納骨者)

第四条 納骨者は、「浄土真宗本願寺派門徒」であることを原則とする。但し、特別な事由があるときは管理者の許可をもって納骨することができる。

- 2 納骨者は、関係法令の定めるところ、また管理者の指示に従い、共同墓碑を使用・礼拝することができる。
- 3 納骨者は、納骨することが尊い仏縁となることを理解し、共同墓碑に関する法要のみならず、別院の修する法要に積極的に参詣すること。
- 4 納骨者は、自身の過失において共同墓碑を損傷したり、墓地内のその他の物件を損傷した場合、その納骨者自身が賠償責任を負わなければならない。
- 5 納骨者は、納骨した遺骨に関する取り扱いについて、何らかの争議・紛争があった場合、納骨者自身がその全責任を負い且つ解決しなければならない。
- 6 納骨者が5年間以上の無参詣、または別院との連絡が10年以上途絶えた場合には墓地内において告示する。その告示期間の1年間を過ぎても連絡が無い場合、納骨者は登録名簿から削除される。

## (申込手続き)

第五条 納骨者は、管理者に所定の申し込み方法によって、共同墓碑への納骨依頼を申請し、その許可を得なければならない。

- 2 申し込みは、所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、実印を押印し、印鑑登録証明書、火葬（埋葬）許可証または改葬許可証などの必要とされる書類を完備のうえ、納骨冥加金を添えて管理者に提出すること。

(冥加金)

第六条 既納の納骨冥加金は一切返還しない。

- 2 納骨申込の冥加金は、一体につき10万円とする。
- 3 その他、共同墓碑の改修や法要行事等における冥加金（懇志）について、別途に依頼する場合がある。
- 4 『西山別院墓地』から共同墓碑への改葬に限り、遺骨数にかかわらず改葬冥加金を8万円とする。また、この改葬冥加金に加え、改葬遺骨一体につき1万円以上の法名筆入れ冥加金を納付するものとする。
- 5 他の墓地から改葬する際に、遺骨名義並びに遺骨数が不明の場合、遺骨数にかかわらず納骨冥加金を50万円以上とする。

(納骨等)

第七条 人体の焼骨以外の納骨は認めない。

- 2 納骨後の遺骨は一切返還しない。
- 3 納骨は、管理者の指示のもと、別院職員が浄土真宗本願寺派の儀礼に則って行う。
- 4 共同墓碑法名板への故人名の記載は、法名（院号）と俗名のみを記帳し、その他の名称は記載しない。
- 5 第六条5項の場合に限り、第七条4項を適用しない。

(参拝)

第八条 納骨者は、以下の『参拝の心得』など、基本的なマナーを守りつつ、厳粛な思いをもって共同墓碑に参詣すること。

- (一) 共同墓碑にての参拝や読経は、浄土真宗本願寺派の作法にて行うこと。
- (二) 供物は参拝後、必ず全て持ち帰るなど、清潔を心掛けること。
- (三) 共同墓碑にお茶・ジュース・酒類をかける行為をしないこと。
- (四) 線香・蠟燭等の火類は、備付けの香炉及び蠟燭立を使用し、参拝後は必ず消火すること。
- (五) 法名板は別院の管理によるものであり、納骨者が勝手に取り扱いしないこと。
- (六) その他、参拝方法や仏事作法全般については管理者の指示に従うこと。

(管理上の措置)

第九条 管理者は、共同墓碑の管理運営上の必要があるときは、納骨者に対し適宜の措置を要求し、又は特別の条件を付すことができる。

- 2 管理者が、共同墓碑の整備等必要とする適宜の措置を行う場合、納骨者はこれを拒むことは出来ない。

(改定)

第十条 この規則の変更は、別院役員会の議決を以って行なう。

附則

この規則は 2012(平成 24)年 11 月 1 日より施行する。

附則

- 1 この規則は 2022(令和 4)年 1 月 24 日より施行する。
- 2 第六条 3 項の次に 4 項を加える。

附則

- 1 この規則は 2023(令和 5)年 7 月 26 日より施行する。
- 2 第六条 4 項の次に 5 項を加える。
- 3 第七条 4 項の次に 5 項を加える。